平成ファームワークス株式会社

許可番号　派 27-302185

派遣事業マージン率

対象期間　　2022 年 10 月 1 日　　～　　2023 年 9 月 30 日

（1）　労働者派遣の実績及びマージン率

【大阪】

① 派遣労働者数：16 名

② 派遣先事業所数：8 社

③ 労働者派遣の料金：33,814 円（1 日 8 時間当たりの平均）

④ 派遣労働者の賃金：21,090 円（1 日 8 時間当たりの平均）

⑤ マージン率：37.63%

【東京】

① 派遣労働者数：1 名

② 派遣先事業所数：1 社

③ 労働者派遣の料金：42,345 円（1 日 8 時間当たりの平均）

④ 派遣労働者の賃金：29,730 円（1 日 8 時間当たりの平均）

⑤ マージン率：29.79%

（2）労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結している否かの別等

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を

■締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（ 全ての派遣労働者　 ）

当該労使協定の有効期間の終期　　（ 令和 6 年 3 月 31 日　 ）

□締結していない

（3）会社運営費（マージンに含まる費用）

①社会保険料事業主負担分：

健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料等

②広告宣伝費：

派遣労働者の募集にかかる求人媒体費

③教育研修費：

資格取得や技能講習受講、外部研修会参加等の補助、支援に充当した費用

④就業管理費：

派遣労働者の就業に関する費用（教育訓練・事務管理費等）

⑤営業費用

営業スタッフの人件費及び活動費・事務所費・通信費等

⑥営業利益

労働者派遣の料金から労働者の賃金と会社運営経費を差し引いた利益

（４）教育訓練に関する事項

ビジネスマナー研修、プライバシーマーク研修

e ラーニング研修

以上